

令和3年度農業インターンシップ事業 実施要領

令和3年4月19日
公益社団法人日本農業法人協会

公益社団法人日本農業法人協会（以下「本協会」）は、農業経験に乏しい就農希望者が自らの農業適性を確認するとともに、農業法人等への就業後、農業知識や経験の不足等による早期離職等のミスマッチを防止することとあわせ、他の従業員等とともに農作業を経験することで農業についての知見を深め、就農につなげることを目的に、農林水産省の補助事業（農業人材力強化総合支援事業のうち新規就農者確保推進事業のうち農業就業体験支援。以下「補助事業」）として、農業法人等での「農業インターンシップ」（短期間の就業体験。以下「就業体験」）を実施する。

なお、実施にあたっては補助事業のうち他の事業を実施する事業実施主体等との緊密な連携をとるものとする。

第1 農業インターンシップの内容

1 就業体験を受け入れる農業法人等（以下「体験受入先」）は次の要件（以下「体験受入先要件」）にすべて該当することとする

- (1) 新たに正規従業員を雇用する意向があること
- (2) 新規就農者の育成・指導に情熱を持って積極的に取り組む経営であること
- (3) 経営管理、生産技術、販売戦略等の総合的な経営能力が優れていること
- (4) 農業経営を通じて地域振興に積極的に寄与していること
- (5) 別添1「農業インターンシップ事業 体験受入に際しての留意点」、
「農業インターンシップ 体験受入ルールブック」に則って受入を行うこと
- (6) 本協会が別に定める事項について誓約していること

2 就業体験者は次の要件（以下、「就業体験者要件」）をすべて満たすこととする

- (1) 農業法人等への就業を希望する者
- (2) 農業に関心のある者
- (3) 満16歳以上
- (4) 別添2「就業体験を希望する皆様へ 農業インターンシップの目的とルール」に
則って体験を行うこと
- (5) 本協会が別に定める事項について誓約していること

3 対象期間等

就業体験の期間は2日以上から6週間までとする。体験時間は、1日で原則8時間とし、1週間のうち40時間を超えないよう休日等を設けるよう努めるものとする。

なお、社会人向けの週末コース（以下、4.（2）参照）については複数回に分けて就業体験を実施することも可能とするが、就業体験者が同一の体験受入先に複数回に分けて実施する場合は1回の体験とみなす。

4 体験コース

原則として宿泊を伴う体験コース（①宿泊体験コース、②社会人週末体験コース）で

の実施が不可能な場合に、体験者、受入先双方が合意した上で③通勤体験コースを可とする。

①宿泊体験コース	宿泊を伴い、連続した2日以上6週間（42日間）までの期間で行う就業体験
②社会人週末体験コース	対象は社会人のみ。現在就業中の希望者が宿泊を伴い連続した2日以上の日を複数回組み合わせて行う就業体験
③通勤体験コース	体験受入先に通勤できる場合に、宿泊無しで行う就業体験 体験者、受入先双方が合意した上で通いで体験を可能とし、社会人の場合は週末体験コースを通いで実施することも可とする。

5 事業実施予定数

就業体験者数：800人、体験受入先登録数：300法人

6 費用・助成

- (1) 就業受入法人等までの交通費は就業体験者の負担とする。就業体験のための費用（宿泊費、食費含む）は、体験受入先の負担とする。
- (2) 就業体験者は本協会が定める傷害保険に加入し、費用は本協会が支出する。
- (3) 体験受入先には、1就業体験者当たり受入謝金とし次の通り助成する。なお、体験中止等により受入期間が1日以下となった場合は支給しない。

受入期間	2～4日	5～7日	8～14日	15～28日	29～42日
受入助成金額	8,000円/人	15,000円/人	17,000円/人	20,000円/人	28,000円/人

7 就業体験実施上の留意点

体験受入先は、就業体験者を単に労働力としてとらえることのないように、就業体験者向けカリキュラムの導入等を徹底するとともに、役職員による新型コロナウイルス感染防止対策やハラスメント等の防止対策を徹底するなど、「体験受入ルールブック」の内容を遵守すること。

なお、就業体験者の受け入れにあたって、法令及び本事業で定めるルールの違反や、体験者から苦情を受ける等のトラブルを確認した場合には、一定期間、本事業の体験受入先から除くものとする。なお、トラブルの原因を特定し再発防止策が適当であると確認できた場合は、本事業の対象に戻すことができるものとする。

第2 就業体験実施の手続き

1 体験受入先の募集

本協会は、本協会ホームページや就農相談会等を通じて幅広く募集するとともに、農業法人等を対象に就業体験の受け入れ意向調査を行い、受け入れを希望する農業法人等の名称、所在地、経営内容、就業体験の内容等を記した台帳（様式体第1号を元に作成）を整備する。

あわせて、新規就農者の定着のための雇用前の就業体験、確認段階として位置づけ、あらかじめ体験の受け入れが決まっていれば、台帳に登録した法人等でなくても、体験受入先の要件を満たし、就業体験者向けカリキュラムの導入等を実施する法人等であれば、事業の対象として受け付ける。

2 就業体験を希望する者（以下「就業体験希望者」）の募集

本協会は、本協会のホームページ上、および全国新規就農相談センターのホームペー

ジ上にインターンシップに関する情報を掲載し就業体験希望者を広く募集する。

社会人向けには、より細部まで情報を発信するため、就農相談会関連の資料での説明や来場者へのパンフレット等の提供を実施する。また、公共職業安定所（ハローワーク）に体験を促すパンフレット等を提供して転職を希望する社会人に周知するほか、総務省が設置する「移住・交流情報ガーデン」等に配布用パンフレットを常備する。

学生（大学生、高校生等）向けには、全国の農業高校、道府県農業大学校、民間研修教育施設、国公立大学などに、就業体験意欲を喚起するパンフレット等を提供するとともに、各キャリアセンターと連携し説明会を実施して、就農に興味を抱く学生の就業体験への参加を直接的に呼び掛けていく。学生が参加する就職説明会やセミナー等で学生に就業体験意欲の喚起、ならびにインターンシップへの参加を呼び掛ける。

また、補助事業のうち他の就農促進関連事業実施主体と情報交換し、事業の効率的な連携のため、それぞれの事業実施主体の持つネットワークを互いに活用しながらより広い層へのアプローチを目指す。特に「新・農業人フェア」についてはインターンシップ説明ブースを出展し、事業の周知を図る。

3 就業体験希望者の申込と体験受入先のあっせん

就業体験希望者は、氏名、住所、希望する体験内容等を記した「農業インターンシップ体験申込書（様式体第2号）」及び「誓約書（様式体第3号）」を提出し、本協会が希望等を考慮して体験受入先をあっせんする。

本協会のあっせんを受け体験希望者の受入れが決定した体験受入先は、「受入承諾書兼誓約書（様式体第4号）」の提出をもって受入確定とする。

4 実施状況報告と助成金申請

体験受入先は、就業体験の内容や就業体験者の評価、採用意向等について、「農業インターンシップ実施状況報告書兼助成金交付申請書（様式体第5号）」に取りまとめ、就業体験の終了後10日以内に本協会に提出する。

また、就業体験者は、就業体験の内容や農業への就業意向等についての「農業インターンシップ体験報告書（様式体第6号）」を就業体験の終了後、10日以内に本協会に提出しなければならない。

5 就業体験者の採用状況の確認調査

本協会は、体験受入先に対し、年度末までに就業体験者の採用状況についての確認調査を行う。

第3 個人情報の管理について

本事業の実施に関して収集した個人情報については、本協会の個人情報保護規程に基づき適切に管理する。

第4 施行日

本実施要領は、令和3年4月19日から適用する。

以上